

第4章 事業計画を策定するに当たり

環境の保全の見地から配慮する事項

第4章 事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮する事項

事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮する事項については、下表に示すとおりである。

表 4-1 事業計画を策定するに当たり環境の保全の見地から配慮する事項

項 目	配慮する事項
大気質	建設機械の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行において、排出ガス（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）、粉じん等が飛散し、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、工事計画、埋立計画策定時に排出ガス対策型の建設機械を配置することや、運搬車両の搬入出時間を調整する等配慮する。
水質（地下水）	造成等の施工において、周辺地域の地下水の水質に影響を及ぼす可能性があるため、「土壌汚染対策法」等に基づき、水質検査等を行うことで地下水汚染が生じないような計画とする。
水象	造成等の施工、最終処分場の存在において、周辺地域の地下水の流れに影響を及ぼす可能性があるため、影響の予測・評価の結果、問題が生じる場合は工事工法の変更等、事業計画に反映することとする。
土壌	造成等の施工において発生する土壌が、飛散することによって周辺地域の土壌に対して影響を及ぼす可能性があるため、土壌汚染対策として工事計画策定時に覆土等で飛散防止をし、直接摂取されないよう配慮する。
騒音・振動	建設機械の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行において、騒音・振動が発生し、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、低騒音型・低振動型の建設機械を配置することや、運搬車両の搬入出時間を調整する等、騒音防止対策、振動防止対策について配慮する。
地盤	造成等の施工、最終処分場の存在において、周辺地域の地盤および地下水の水位に影響を及ぼす可能性があるため、影響の予測・評価の結果、問題が生じる場合は工事工法の変更等、事業計画に反映することとする。
悪臭	廃棄物の存在・分解において、悪臭が発生し、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、ガス抜き管を設置し、埋立地内部を準好気性環境に保つことで腐敗性ガスの発生抑制等、悪臭防止対策について配慮する。
植物・動物・生態系	建設機械の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工、最終処分場の存在、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行において、植物・動物・生態系に影響を及ぼす可能性があるため、工事計画、埋立計画策定時に使用するルートを定めて遵守する等、配慮する。
人と自然との触れ合いの活動の場	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行において、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があるため、工事計画、埋立計画策定時に使用するルートを定めて遵守する等、配慮する。

